

新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成29年新宿区条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(周辺地域の住民)

第2条 条例第7条第1項の新宿区規則で定める者は、次に掲げる建築物に居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者とする。

- (1) 住宅を構成する建築物
- (2) 住宅を構成する建築物の敷地に隣接する土地に存する建築物（外壁間の水平距離が20メートルを超えるものを除く。）
- (3) 住宅を構成する建築物の敷地が道路、公園その他の空地（以下「道路等」という。）に接する場合にあっては、当該敷地と道路等との境界線からの水平距離が10メートルの範囲内にある土地に存する建築物（外壁間の水平距離が20メートルを超えるものを除く。）

(周辺地域の住民に対する説明の報告)

第3条 条例第7条第2項の規定による報告は、説明実施報告書（開始）（第1号様式）により行うものとする。

2 条例第7条第4項の規定による報告は、説明実施報告書（変更）（第2号様式）により行うものとする。

(届出住宅に関する公表事項)

第4条 条例第12条第1項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をした年月日
- (2) 住宅宿泊事業法施行規則（平成29年国土交通省令・厚生労働省令第2号）第4条第7項の規定により通知した同項の届出番号
- (3) 条例第11条第1項の規定の適用の有無

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年3月15日から施行する。